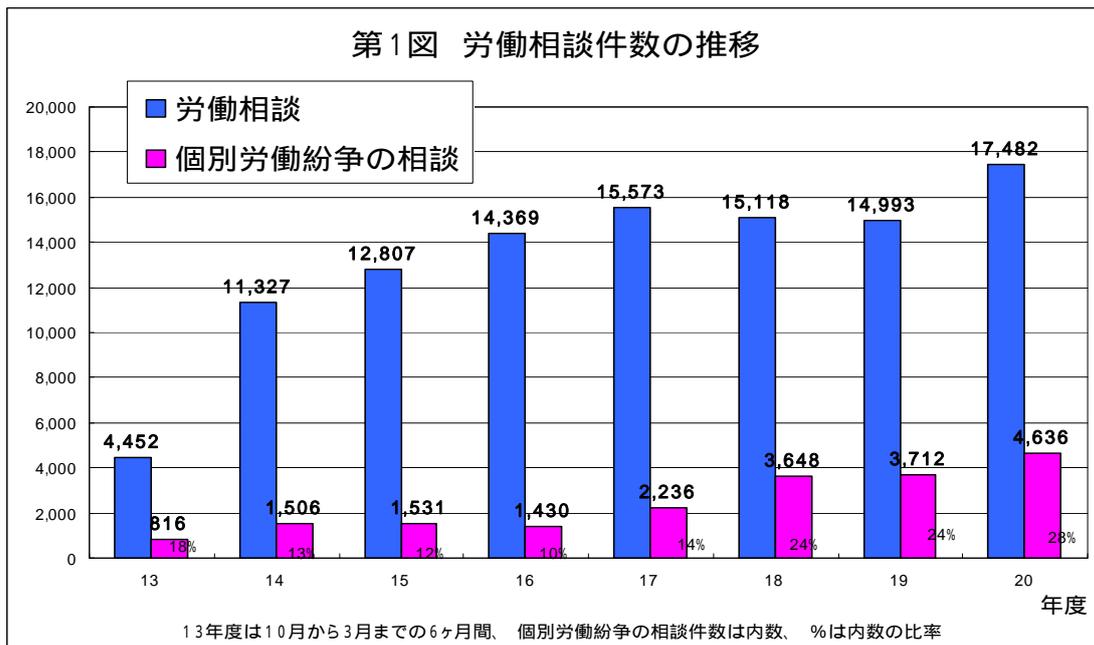


個別労働紛争解決制度の利用状況

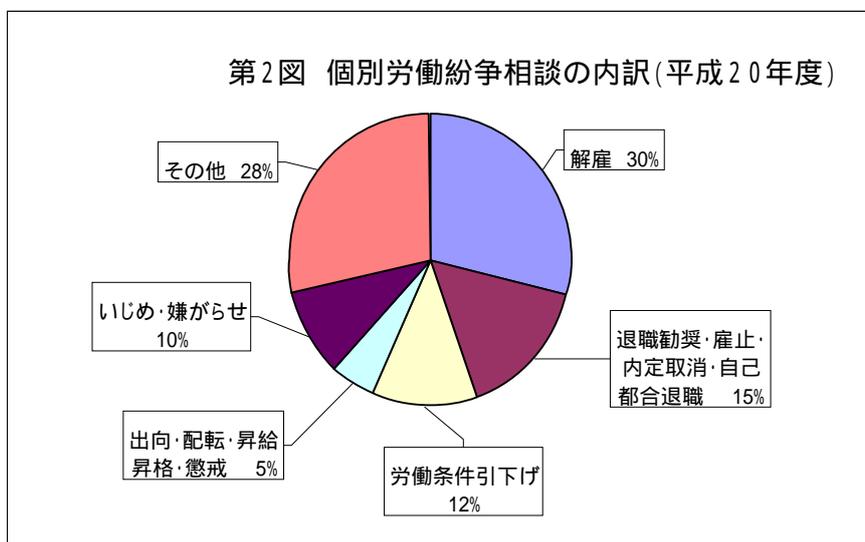
1 相談受付状況

岐阜労働局及び県内5か所の労働基準監督署に設置している総合労働相談コーナーに、平成20年度の1年間に寄せられた相談は17,482件で、前年度と比較し2,489件(17%)増加した。

この要因としては、平成20年度後半からの景気の悪化の影響で、平成20年12月からの各月の月間相談件数が通常月の約500件増となったことが挙げられる。このうち労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが4,636件であった(第1図)。



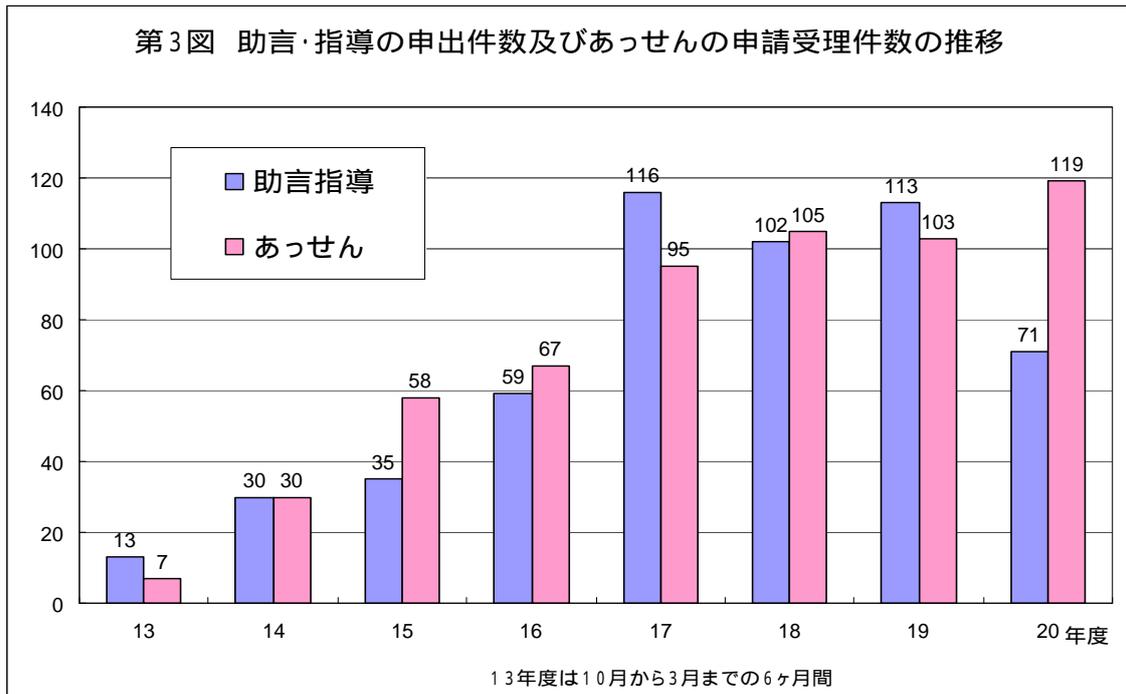
民事上の個別労働紛争(4,636件)に係る相談の内容は、解雇に伴う補償の請求(30%)などがもっとも多く、次いで退職勧奨の補償等の請求(15%)、労働条件の引下げ(12%)と続き、この3項目で相談の50%以上を占める(第2図)。この傾向は平成19年度も同様であったが、平成20年度は解雇に係る相談が昨年度の23%からその比率が大幅に上昇している。



2 岐阜労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの申請状況

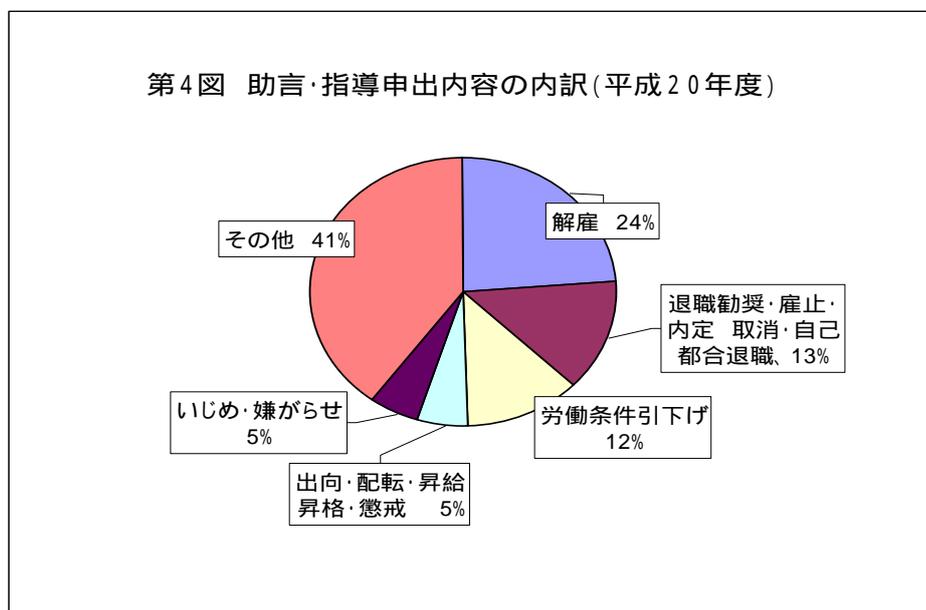
平成20年度の助言・指導申出件数は71件で、平成19年度より37%の大幅減となった。この要因として、前述のように解雇の補償を求める相談が非常に増加していることなどから、労使の自主的な話し合いによる紛争解決の助力を行うことを目的とする助言・指導より、金銭補償を求めるあっせんによる解決を望むケースが多かったことが考えられる。

平成20年度のあっせんの申請受理件数は119件で、平成19年度より16%の増加となり、過去最高の件数であった(第3図)。



3 岐阜労働局長による助言・指導の主な内容

平成20年度の助言・指導(71件)の主な内容は、解雇に関するものが最も多く(24%)、次いで退職勧奨・雇止め・内定取消・自己都合退職(13%)、労働条件の引下げ(12%)となっている(第4図)。



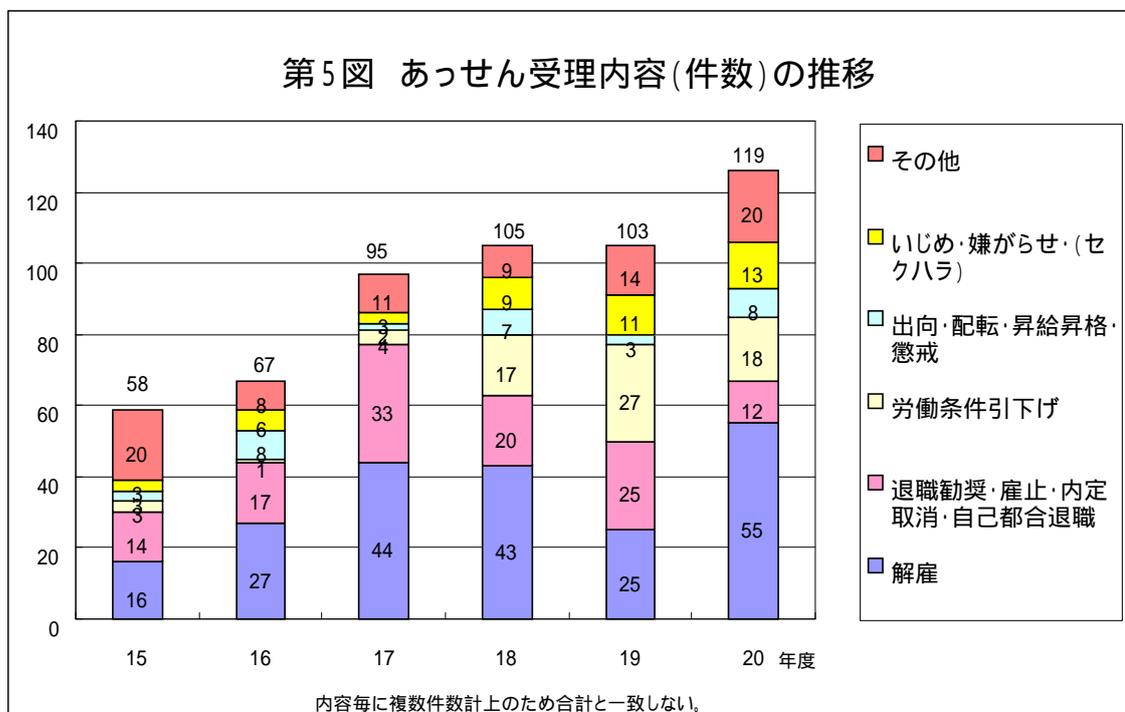
助言・指導の申出を受け付けた事案の処理状況は、前年度からの繰り越し分を含め、平成20年度の1年間に処理を終了したものは73件であり、このうち助言・指導を実施したものは68件、申出が取下げられたものが4件、制度対象外事案が1件である。

処理に要した期間は97%が1か月以内である。申出人は労働者が99%であった。

4 紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

平成20年度のおっせん申請(119件)の主な内容は、解雇が44%、労働条件の引下げ14%、退職勧奨・雇止め・内定取消・自己都合退職が10%、いじめ・嫌がらせが10%となっている。

平成20年度後半からの急速な景気の悪化による解雇事案の増加が、この傾向を裏付けていると考えられる(第5図)。



あっせん申請を受理した事案の処理状況は、前年度からの繰り越し分を含め、平成20年度に手続きを終了したものは112件であり、このうち、あっせん不参加の68件、あっせん取り下げの2件を除く42件について、実際に紛争調整委員会によりあっせんを実施した。

あっせんにより、当事者間で合意が成立したものは25件で、合意に至った割合は60%である。

処理に要した期間は1か月以内が70%、1か月を越え2か月以内が27%である。申請人は労働者からが97%であった。